

令和7年4月23日

保護者各位

南城市立玉城中学校
校長 有銘 真一郎
(公印省略)

緊急時(非常災害等)における登下校の対応について

緊急時(大雨洪水などの悪天候、地震や特別警報時 等)の登下校について、本校の対応を下記のようにいたします。マニュアル通りにいかない場合もありますが、ご家庭で周知の上、万が一に備えていただきたいと思います。お子様の安全確保のため、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

Ⅰ「大雨・洪水警報、特別警報(Jアラート)等」が出された場合

<登校時>

「大雨・洪水警報」等が発令され、保護者が登校は危険と判断された場合は無理に登校させず、
天候の回復や警報の解除を待って登校させて下さい。また、やむを得ず休む場合は、学校にご連絡
ください。なお、そのような緊急時の場合は遅刻や欠席扱いにはしません。

<在校中>

①警報が解除になるまでは、安全のため学校に待機させます。

<下校時>

① 通常の下校で安全が確保できないと学校で判断した場合は、保護者に連絡し教室または体育館で
保護者に直接引き渡します。※その際、学校 HP・LINE 等でお知らせします。

2 南城市内で「震度5弱以上」の地震が発生した場合

- ① 在校中に上記地震が発生し「帰宅が安全」と判断した場合は、児童を保護者に直接引き渡します。
学校までお迎えをお願いします。※その際、学校 HP・LINE 等でお知らせします。
- ②在校中に上記地震が発生し「帰宅は困難」と判断した場合は、安全のため学校に待機させます。
- ③帰宅後から登校前の間に、上記地震が発生した場合は通学路の安全・校舎内外の安全を考慮し、
臨時休校とすることもあります。
- ④震度5弱未満であっても一定の被害があり、ご家庭で登校させることが危険であると判断された場
合は登校を見合わせ、ご家庭で児童(生徒)の保護をお願いします。

3 大規模な「停電」が発生した場合

①朝6時の時点で全市あるいは学区内が停電している場合は、通学路の安全、給食の提供等に支障が
出るため、臨時休校や日程を変更することもあります。

4 「特別警報」が発表された場合

- ①在学中に、市内に「特別警報」が発表された場合、児童を直接保護者に引き渡すことにします。
※その際、学校 HP・LINE 等でお知らせします。
- ②帰宅後から登校前に「特別警報」が発表された場合、通学路の安全、給食の提供等に支障があるた
め、臨時休校となります。

※緊急時に学校からの情報配信がすぐに行き届かない状況も想定されますので、
保護者のみなさまの判断のもと「安全確保」を優先していただけるようお願いいたします。